

○放課後児童健全育成事業専門部会における調査審議の状況について

1 部会設置の経過等

本市では放課後児童健全育成事業として留守家庭児童会を開設しており、恒常的に待機児童が生じる中、平成27年度からは小学校6年生まで対象児童が拡大するなど、今後の安定した事業運営を行う上で様々な課題を有している状況である。

このことから、今後の事業の方向性を検討するべく、本市における放課後児童健全育成事業の在り方について、旭川市子ども・子育て審議会に諮問を行い、専門部会を設置により、集中的に、専門的な観点から審議いただいた。

2 諮問内容

本市における放課後児童健全育成事業の在り方について

- (1) 平成27年度事業実施に当たり、「事業を利用できる事由」と「優先利用」について
- (2) 「放課後子ども総合プランの事業計画」について

3 部会における調査審議の状況について

開催日	議題	備考
第1回放課後児童健全育成事業専門部会 平成26年12月5日(金)	協議事項 (1) 部会長の選出について (2) 部会長職務代理者の指名について (3) 会議の公開等に関する取扱いについて (4) 旭川市放課後児童健全育成事業(旭川市留守家庭児童会事業)の概要について (5) 事業を利用できる事由について (6) 事業の優先利用について	
第2回放課後児童健全育成事業専門部会 平成26年12月10日(水)	協議事項 (1) 「事業を利用できる事由について」の答申案について (2) 「事業の優先利用について」の答申案について	
第3回放課後児童健全育成事業専門部会 平成27年2月23日(月)	報告事項 (1) 「事業を利用できる事由」及び「事業の優先利用」に係る考え方について(答申) 協議事項 (1) 「放課後子ども総合プラン」について (2) 「旭川市における放課後子供教室」について (3) 「市町村行動計画に盛り込むべき内容」について	答申書は別紙1のとおり

第4回放課後児童健全育成 事業専門部会 平成27年3月10日(火)	協議事項 (1)「市町村行動計画に盛り込むべき内容に関する市の考え方とその内容」について	答申書は 別紙2のとおり
---	---	-----------------

4 本部会で調査審議を行う主な協議内容

- ・ 事業を利用できる事由, 優先利用 ※1:平成26年度において審議済み
- ・ 留守家庭児童会の整備方針(市による整備, 民間事業者の参入など) ※2
- ・ 事業主体としての市の運営手法(直営・委託・移譲) ※2
- ・ 利用者負担額 ※3:子育てに関する経済的支援の基本的な考え方に係る部会において, 調査審議を予定。
- ・ 指導員資格・研修等の質の向上に向けた取組 ※2
- ・ 特別な支援を要する児童の受入手法・環境整備 ※2
- ・ 留守家庭児童会以外の放課後の居場所(放課後子供教室など) ※2

※2:放課後の居場所づくりに係る方針として本部会で調査審議を予定。

旭川市放課後児童健全育成事業の在り方のうち「事業を利用
できる事由」及び「事業の優先利用」に係る考え方について
(答申)

平成27年1月19日
旭川市子ども・子育て審議会

旭川市放課後児童健全育成事業の在り方のうち「事業を利用できる事由」及び
「事業の優先利用」に係る考え方について

市から提示された標記の2項目について、次のとおり答申する。

(1) 事業を利用できる事由について

- ・ 放課後児童健全育成事業を利用できる事由として8点を整理した市の考え方は妥当である。

ただし、旭川市が実施主体として運営する留守家庭児童会において、利用できる事由とした8点に加えて設定した2点に関し、次のとおり整理されたい。

- ア 2点の追加設定について、適正かつ公正な利用確保のために必要と判断したとあるが、「適正かつ公正」の表現は市の考えを適切に言い表していないことから、表現を改めること。
- イ 追加設定した2点のうち、「衣服の着替えやトイレなど、身の回りのことがおむね一人でできること」については、申込み前から障害を抱えた児童が利用できないように思われることから、相談に応じて利用可能なことが分かるような情報提供を行うこと。

(2) 事業の優先利用について

- ・ 放課後児童健全育成事業における優先利用の市の考え方は妥当である。
また、これをもとにした、旭川市が実施主体である留守家庭児童会での優先利用の考え方も妥当である。

放課後児童健全育成事業の利用に係る「事由」についての基本的な考え方

【現行】

次の①～④すべての事由に該当すること

- ①小学校 1～3 年生であること
- ②保護者の就労等により、放課後に帰宅しても保護・指導を受けられないことが常態（1 か月に 15 日以上かつ 3 か月以上継続）となること
- ※「就労等」に含まれるもの

職業訓練校や専門学校への通学	長期の入院や通院，付添
家族の介護	心身の障害等により保護が困難な場合

- ③衣服の着替えやトイレなど、身の回りのことが概ね一人でできること
- ④過去 5 年間、運営費負担金の未納がない世帯であること

【平成 27 年度以降の考え方（案）】

- ・児童福祉法^{※1}の改正により、対象が「おおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へと拡大されたことにあわせ、対象を「小学校就学児童」へと変更する。
- ・利用できる事由については、内閣府令により示された「新制度における保育の必要性の事由の基準」^{※2}を参考としながら、放課後児童健全育成事業に即した項目を設定する。
- ・放課後児童健全育成事業の利用に当たっては、次の事由すべてに該当することを必要とする。

対象	小学校就学児童であること
利用できる事由	<p>次の事由のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保護者の就労等により、放課後に帰宅しても保護・指導を受けられないことが常態（1 か月に 15 日以上かつ 3 か月以上継続）となること ②母親の出産 ③保護者の病気（通入院） ④家族の介護・看護 ⑤家庭の災害復旧 ⑥就職を目的とした通学（職業訓練校，専門学校等） ⑦虐待やDVのおそれがあること ⑧その他，特に市長が必要と認めたとき <p>※各項目における具体的な基準は市で定めることとする。</p>

- ・旭川市留守家庭児童会においては、安全でよりよい利用のために必要であるとの判断から、上記の事由に加え、次の 2 項目についても利用に係る事由として現行と同様に設定する。

- ①衣服の着替えやトイレなど、身の回りのことがおおむね一人でできること
- ②過去 5 年間に運営費負担金（利用料）の未納がない世帯であること

※1 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項（抜粋）

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

※2 内閣府令による「新制度における保育の必要性の事由の基準」

- | | |
|--|--|
| 第 1 号 1 月において、48 時間から 64 時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを状態としていること | 第 6 号 求職活動を継続的に行っていること |
| 第 2 号 妊娠中であるか又は出産後間もないこと | 第 7 号 就学・職業訓練をしていること |
| 第 3 号 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること | 第 8 号 虐待やDVのおそれがあること |
| 第 4 号 同居の親族を常時介護又は看護していること | 第 9 号 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること |
| 第 5 号 震災，風水害，火災その他の災害に復旧に当たっていること | 第 10 号 前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること |

放課後児童健全育成事業の利用に係る「優先利用」についての基本的な考え方

【現行】

低学年の順（1年生，2年生，3年生の順に優先）

【同学年の場合】

- ①ひとり親家庭（同居者の有無を問わない）
- ②保護者の就労時間（開会日において留守時間及び就労日数が多い順）に応じて配点し，点数が高い者を優先

【平成27年度以降の考え方（案）】

■民間事業者による放課後児童健全育成事業における優先利用についての考え方

民間事業者が放課後児童健全育成事業を行う場合において，定員を超える申込があった場合の選考方法については各事業者の裁量によることとする。

ただし，次の項目について十分に配慮・検討した上で，運営規程において選考方法を定めるとともに，保護者に対しても募集要領等で明示することとする。

- ・低学年児童の優先
- ・留守時間・就労日数による優先
- ・ひとり親家庭の優先
- ・障害がある児童の優先
- ・兄弟姉妹が既に利用している児童の優先

■旭川市留守家庭児童会における優先利用についての考え方

旭川市留守家庭児童会において定員を超える申込があった場合の選考基準として，次のとおり優先項目を設定する。

優先度	区分		項目
1	低学年児童の優先		低学年児童（小学校1～3年生の順）
			高学年児童（小学校4～6年生の順）
2	同学年の場合	留守時間・就労日数による優先	留守時間・就労日数が多い順
		児童・家庭の状況による優先	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭 ・障害がある児童 ・兄弟姉妹が既に入会している児童 ・その他，特に市長が必要と認めるもの <p>※項目による優劣は設定しない。</p>

※各項目における具体的な基準や配点については市で定めることとする。

- ・放課後における適切な保護・支援の必要性に鑑み，低学年児童の利用を最優先とする。
- ・同学年の場合は，放課後児童健全育成事業の趣旨に鑑み，留守時間及び就労日数が多い順に優先する。
- ・同学年かつ留守時間及び就労日数も同じ場合は，児童・家庭の状況による優先判断を行う。
- ・兄弟姉妹が既に入会している児童の優先については，兄弟姉妹があわせて入会することによる児童の情緒安定，お迎え等における保護者負担の軽減などを考慮し，優先項目として設定する。

旭川市放課後児童健全育成事業の在り方のうち
「放課後子ども総合プランの事業計画」について（答申）

平成27年3月26日
旭川市子ども・子育て審議会

旭川市放課後児童健全育成事業の在り方のうち
「放課後子ども総合プランの事業計画」について

市から提示された「放課後子ども総合プランに基づく今後の取組（案）」について、旭川市子ども・子育て審議会として、市の考え方は妥当であると答申する。

放課後子ども総合プランに基づく今後の取組（案）

国では、女性が輝く社会の実現と次代を担う人材を育成するため、小学校就学後においても全ての児童が安全・安心に放課後を過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、特に小学校を活用した放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の一体的又は連携した取組を推進することとしています。

本市では、これまで放課後児童健全育成事業として留守家庭児童会を運営していますが、放課後子供教室は、平成19年度と20年度にモデル事業として3か所の小学校で実施するも、活動場所や人材確保の難しさから、現在は実施していない状況です。

このため、本市では、放課後子供教室に係る関係者との連携体制や協力関係の十分な蓄積がなく、今後、教育委員会や学校・地域等の関係者と協議の機会を設け、校舎利用の可否や放課後活動の内容・責任体制など、時間をかけて情報共有を図り、実施に向けた協議を積み重ねていく必要があると考えています。

こうした協議の上、放課後子供教室は、平成31年度までに市内3か所で試行的な実施を目指すものとし、小学校を活用した一体型又は連携した事業の実施を検討します。

また、留守家庭児童会（放課後児童クラブ）は、実施手法や利用料・開会時間など、今後の在り方を協議し、平成27年度中に基本的な方向性を整理して速やかに施策に反映していきます。

	現状（H26年度）	目標（H31年度）
一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室	0か所	3か所

※この内容は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画に盛り込むこととし、本市における同計画の位置付けを含む「旭川市子ども・子育てプラン」に加えることとします。